

## 入札管理小委員会の審議結果報告 東京国際空港場周警備設備等保守業務

国土交通省の「東京国際空港場周警備設備等保守業務」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業の概要

##### ○ 事業概要

広大な東京国際空港の制限区域の秩序維持を目的として監視カメラと侵入警戒センサを連動させた場周警備設備と空港内での消火救難業務の指揮命令を司る防災通信指令設備及び関連する付帯設備（以下「場周警備設備等」という。）の点検及び保守を行うもの

##### ○ 事業期間

平成30年4月～平成33年3月であり、市場化テストは平成27年度に開始し、今回2期目

第1期	平成27年度開始（平成27年4月1日～平成30年3月31日）
第2期	平成30年度開始（平成30年4月1日～平成33年3月31日）

##### ○ 事業目的

航空機の安全運航の確保を図りつつ、空港の円滑な運営に寄与し、不法侵入や航空事故等への確実な対応に資すること

#### (2) 選定の経緯

○ 競争性に課題（政府系公益法人が1者応札）があるとして選定、平成24年基本方針別表に記載。

○ 選定の際の論点及び国土交通省の見解は次のとおり

- ・ もともと、屋内外機器の保守点検業務として一つの業務であったが、屋外機器の保守点検業務（本事業）を分割させ、民間競争入札を導入する意向
- ・ 屋外機器については機器の清掃、稼働状況の目視点検、障害発生時の一次対応を内容としており、機密情報を必要とするものでなく入札参加要件の見直しが可能

### 2. 事業の評価を踏まえた対応について

#### (1) 事業の評価

本事業については、平成29年5月に初めての評価を受けた。

市場化テスト導入にあたり、業務範囲の明確化、引継ぎの際の責任の所在の明確化、従来の実施実績の開示を行ったが、結果として1者応札となり、競争性の改善が課題であると認められた。

小委員会においては、

- ア ヒアリングも含め今回の参入障壁となった原因について把握し、具体的に対応を検討していくべき。
  - イ 業界の実態や、事業者が参入しづらい要因を把握しつつ、「保守対象機器の多様性」に対応できるように入札参加グループの活用を検討する。
  - ウ 保守対象の機器の（非）特殊性について情報開示ないし説明をする。
- との意見を受けた。

## (2) 評価を踏まえた対応

- ア 仕様書配布業者（3事業者）に不参加の理由のヒアリングを実施し、次の意見を得た
  - ・対象機器及びシステムから、履行困難と判断
  - ・対象機器が多岐に及び必要な人員（専門家）の確保ができなかった
- イ 入札参加グループの構成について、例を挙げた（実施要項 9／185頁）
- ウ 保守対象機器には特殊なものではなく、従前機器及び点検基準を開示していたところ（別添1及び233／185頁～）、実施要項全般について平易な表現に改めた（実施要項全般）。

## (3) その他改善・修正事項

- ア 更なる実施情報の開示
  - ・秘密保持契約後開示資料の名称の列挙（実施要項 13／185頁）
  - ・時間外の業務実施による契約変更に係る過去の実績単価（別添1 22／185頁）
  - ・従来の定期保守業務実績の明示（別添1 23／185頁）
- イ 入札公告時期の早期化に伴う申請書等の提出期間の確保（実施要項 10／185頁）
- ウ 加算点項目における実績要件の緩和（実績の対象となる施設の限定を解除）（実施要項 12／185頁）
- エ 評価項目に「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」の追加（実施要項 12／185頁）
- オ 入札参加資格に、労働者派遣法違反がないこと、社会保険料の未納がないことを追加（実施要項 9／185頁）

## 3. パブリック・コメントの対応について

平成29年9月12日から9月26日まで意見募集を行い、13件の意見が寄せられたが、修辭的な修正にとどまった（別紙「参考資料・委員限り」参照）。

## 4. 実施要項案の審議結果について

### 【論点1】

保守対象機器の非特殊性に関して入札しようとする者に対して説明するとともに、機器の多様性に関して共同企業体による参加及び再委託の方法を認めていることを挙げて説明する機会を確保する。

### 【対応1】

業務説明会を開催し共同事業体等の活用も含め、具体的な説明をする。

業務説明会の応募はHPで行うが、当該応募情報の周知に努める。

### 【論点2】

加算点項目における実績要件（「ただし、軽微なものを除く」）について、明確になるように表現を工夫する。

### 【対応2】

「ただし、軽微なもの（請負又は委託契約金額100万円以下の受託業務）を除く」と修正（実施要項 12、19、172／185頁）

以上